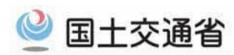
景観まちづくりの推進に向けて

国土交通省 都市局 公園緑地·景観課 景観·歴史文化環境整備室



目次

1. 景観行政の概要 •••• P 2 2. 景観行政を巡る最近の状況 •••• P 12 3. 景観まちづくりの推進に向けて •••• P 30 •••• P 30 (1) 景観まちづくり、景観計画の必要性 •••• P 42 (2) 景観まちづくりのための国の支援策 4. 今後の展開 •••• P 51 5. おわりに •••• P 54

1. 景観行政の概要

高度経済成長と景観の悪化

- ・高度経済成長が進む中、景観形成の取組は後手となりがちであり、各地で景観の乱れが進行。先進的な地方自治体では、<u>自主的な景観条例</u>の制定等を通じて取組に努めるも、法律の後ろ盾がなく、<u>強制力に限界</u>あり。
- ・他方、国民の間に、環境問題や生活の豊かさへの関心の高まりと併せ、景観形成に対する意識が向上。住民やNPO等が地域の景観形成に参画する事例が増加する一方で、景観に関する訴訟も増加(いわゆる国立マンション訴訟等)。

<良好な景観の支障事例>





空中を覆う電線類

諸外国の主要都市に比較し 極めて低い地中化率

ロンドン・パリ 100% ベルリン 99.2% ニューヨーク 72.1% 東京23区 <u>5.2%</u> 2003年3月

氾濫する違反広告物

全国で約1,600万件 (平成14年度)





場にそぐわない建築物の建設

平等院鳳凰堂(国宝・世界遺産) の借景となったマンション開発 3

景観訴訟から法整備の流れ

「国立市マンション訴訟」(2000~2006)

- ・ 国立市マンション訴訟一審(2002.12)では、 『地権者らは良好な景観の維持を相互に求め る利益(以下「景観利益」という。)を有するに 至ったと解すべきであり、この景観利益は法的 保護に値し、これを侵害する行為は不法行為 に該当する』として住民側が勝訴。
- →以後、法廷で「景観利益」が定着。
- ・ 最高裁(2006.3)では住民側が敗訴となるが、 『景観利益は法律上保護に値する』ことは認め られ、その侵害に当たるといえるには、<u>『法規</u> の規制に違反するものであるなど、相当性を 欠くことが求められる』との判断を提示。
- → 法規に基づく景観ルールが必要。

<国立市マンション訴訟の概要>

・地域住民等が、同市の 通称「大学通り」に建築 された高さ44mのマン ションの、高さ20mを超 える部分について、建 築業者に対して撤去等 を求め、提起したもの



「美しい国づくり政策大綱」(2003.7)

- •15の具体的施策を掲げ、美しい国づくり の実現に向けた取り組みを推進。
- ①事業における景観形成の原則化
- ②公共事業における景観アセスメント (景観評価) システムの確立
- ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等
- ④景観に関する基本法制の制定
- ⑤緑地保全、緑化推進策の充実
- ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出
- ⑦屋外広告物制度の充実等
- 8電線類地中化の推進
- ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討
- ⑩多様な担い手の育成と参画推進
- ①市場機能の活用による良質な住宅等の整備 促進
- ⑫地域景観の点検促進
- (13)保全すべき景観資源データベースの構築
- (4)各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開
- 15技術開発

2004.6

景観

緑三法

- 「景観法」の 制定
- 都市緑地保全法の改正 →「都市緑地法」
- •屋外広告物法 等の関係法整 備

鞆の浦架橋訴訟 広島地裁判決の意義

埋立免許差し止め請求訴訟(2007) → 原告(地元住民)勝訴(被告:広島県)

「鞆の浦架橋訴訟」 (2007~2009)

- ・ 鞆の浦訴訟においては「良好な景観がもたらす恵沢を日常的に享受している者が有 する景観利益は、法律上保護に値するものと考えられる」(国立裁判の判例を引用)
- 景観利益が、瀬戸内海環境保全特別措置法等の位置づけを根拠として地区内に住む住民に対して明確に認められた
- 2016年2月広島県側が埋め立て免許申請取り下げる旨を住民側に伝え正式に事業 を断念



- ○<u>法的措置がない場合(国立)とある場合</u> (鞆の浦)で結果が異なることが示された。
- 〇基本理念第1項の国民共通の資産である 良好な景観は、法的な措置の位置づけで、 日常的にその恵沢を享受する住民にとって 守られる法益となる。

<鞆の浦訴訟の概要>

・地域住民等が福山市 内の県道47号の一車 線区域の拡幅工事に ついて、埋め立ての差 し止めを求めて提起し たもの



景観法(平成16年制定)の概要

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、 「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。 ※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全す

都道府県知事と協議した場合

指定都市

全て

全て

その他の市町村

市町村

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画(届出・勧告等を行う制度)

- 1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める
 - (1) 形態意匠の制限(形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則 とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の 出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式 を継承した意匠とすること

原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とする 2



景観地区(都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参 照) 又は無彩色を基調とし、周辺と の調和に配慮すること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

(制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度によ り実効性確保 建築確認など で実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物·樹木 建造物

景観上重要となる建築物等を 指定し積極的に保全 (現状変更に対する許可制)





その他、景観重要公共施設 景観協定、景観整備機構

などの制度により、総合的に良好 な景観形成を推進



景観法(平成16年制定)の概要

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、 「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。 ※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全す

指定都市

全て

その他の市町村

市町村

全て

都道府県知事と協議した場合

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画(届出・勧告等を行う制度)

- 1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める
 - (1) 形態意匠の制限(形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則 とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の 出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式 を継承した意匠とすること

原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とする 2



景観地区(都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参 照) 又は無彩色を基調とし、周辺と の調和に配慮すること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

(制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度によ り実効性確保 建築確認など で実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物·樹木 建造物

景観上重要となる建築物等を 指定し積極的に保全 (現状変更に対する許可制)





その他、景観重要公共施設 景観協定、景観整備機構

などの制度により、総合的に良好 な景観形成を推進



景観計画の特徴

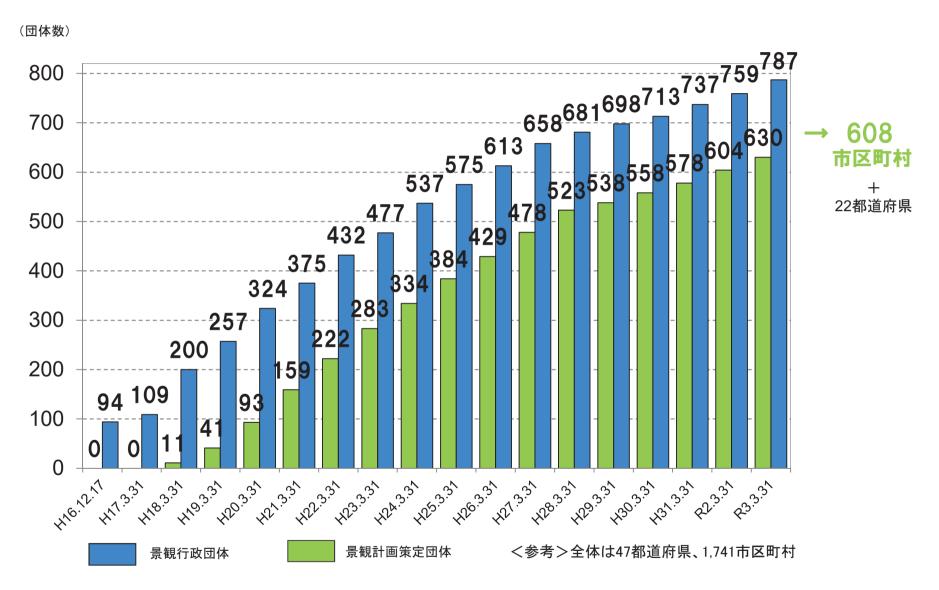
- ・景観行政を進めるに当たっての基本的な方針を定めた計画。
- ・都市計画区域外も含めて計画を定めることが可能。
- ·<u>景観計画区域を対象として、</u>景観重要建造物、景観重要樹木、 景観協議会、景観協定等の<u>規制誘導の仕組みを活用すること</u> が可能。
- ・景観計画区域内において、一定の建築行為等を行う場合には、 景観行政団体の長への届出が必要となり、必要に応じて、<u>勧</u> 告・変更命令等を行うことが可能。(H30~R2実績=勧告82件、変更 命令0件)
- ・<u>条例等で定めることにより、地域の実情に応じた計画とするこ</u>とが可能。

景観法の施行状況の概要(令和3年3月時点)

<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村 (平成28年10月時点 総務省統計局)

景観行政団体	787団体	(40都道府県、	747市区町村)
景観計画	630団体	(22都道府県、	608市区町村)
(重点的な取組を進める市区町村)		(370市区町村)
景観重要建造物	669件	(2都道府県、	103市区町村)
景観重要樹木	263件	(62市区町村)
景観協定	138件	(3都道府県、	60市区町村)
景観整備機構	のべ117法人	(19都道府県、	60市区町村)
景観協議会	のべ95組織	(1都道府県、	57市区町村)
景観地区等	計176地区	(56市区町村)
景観地区	54地区	(33市区町村)
準景観地区	6地区	(4市区町村)
地区計画等形態意匠条例	116地区	(25市区町村)

景観行政に取り組む団体数の推移(令和3年3月時点)

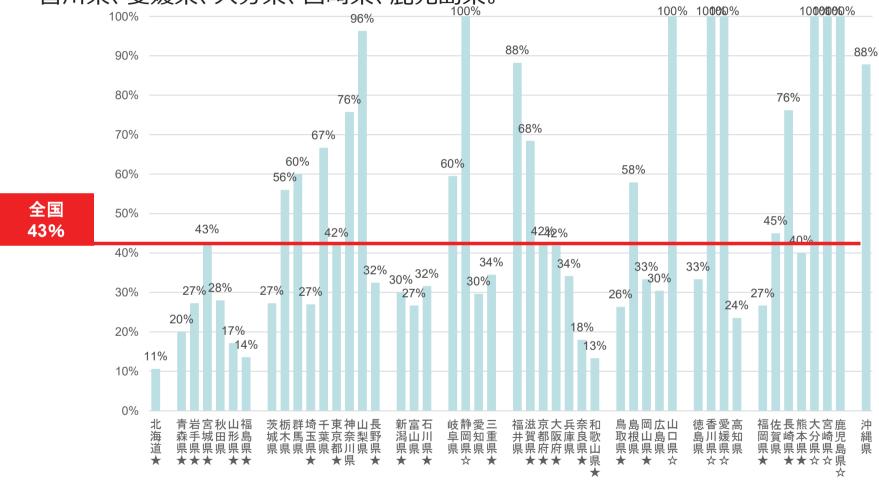


景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別)(令和3年3月時点)

全国の市区町村のうち、4割が景観行政団体に移行している。

都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは静岡県、山口県、

香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県。

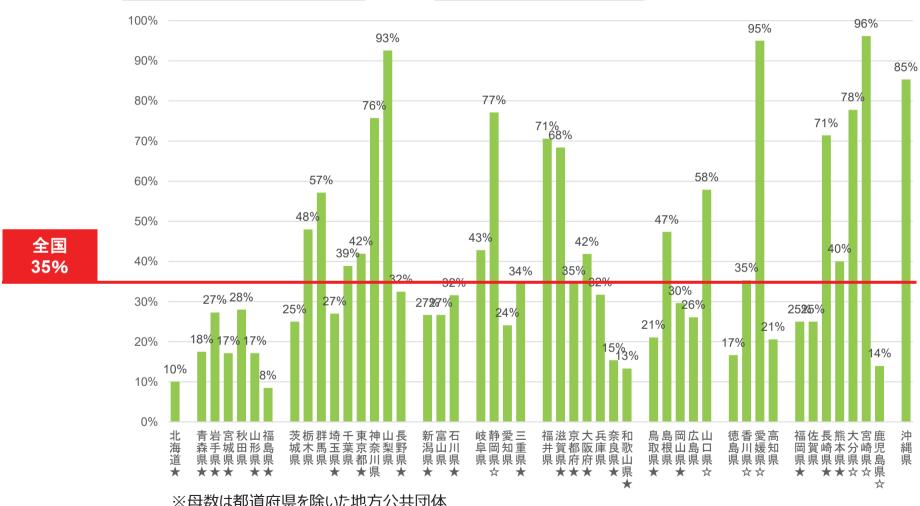


- ※母数は都道府県を除いた地方公共団体
- ★は景観計画策定済み都道府県

景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別)(令和3年3月時点)

全国では約35%の市区町村で景観計画策定済み。

一方、**都道府県間ではバラツキ**があり、**取組の進捗に地域差**がある。



- ※母数は都道府県を除いた地方公共団体
- ★は景観計画策定済み都道府県
- ☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

2. 景観行政を巡る最近の状況

政府方針における景観行政の位置づけ

- ●「社会資本整備重点計画」(第5次) (令和3年5月28日閣議決定)
- ・重点施策の方向性 良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。
- ・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI) 景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数
- ●「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)

2020年を目途に、<u>主要な観光地</u>(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)で、景観計画を策定。

合わせて、全都道府県及び景観計画が未策定の「主要な観光地(平成28年 3月30日時点)に対して、「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について」を通知(平成28年9月26日付け)し、景観計画の策定に尽力いただくよう、要請。

●「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

<u>主要な観光地</u>(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)<u>において</u> 景観計画の策定を促進

●「観光ビジョン実現プログラム2020」(令和2年7月観光立国推進会議)

<u>主要な観光地における景観計画</u>や歴史的風致維持向上計画の<u>策定を促進</u>し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する

政府方針における景観行政の位置づけ

平成28年~令和2年

- ●「社会資本整備重点計画」(第4次)(平成27年9月18日閣議決定)
- ・重点施策の方向性

景観法や歴史まちづくり法等を活用し、<u>地域の特性にふさわしい良好な景観を形</u>成する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI) 景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数) 【H26年度 458団体 → H32年度 約700団体】



令和3年~7年

- ●「社会資本整備重点計画」(第5次) (令和3年5月28日閣議決定)
- ・重点施策の方向性

良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

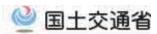
・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)

景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数

【R1年度 347団体→R7年度 450団体】

第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)

第5次社会資本整備重点計画の概要1



第1章:第4次計画からの社会情勢の変化

①激甚化・頻発化する自然災害、②人口減少等による地域社会の変化、③国内外の経済状況の変化、④加速化するインフラの老朽化 ⑤デジタル革命の加速、⑥グリーン社会の実現に向けた動き(2050年カーボンニュートラル等)・ライフスタイルや価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症による変化(デジタル化の必要性、サプライチェーンの国内回帰、地方移住への関心の高まりや東京一極集中リスクの認識拡大等)

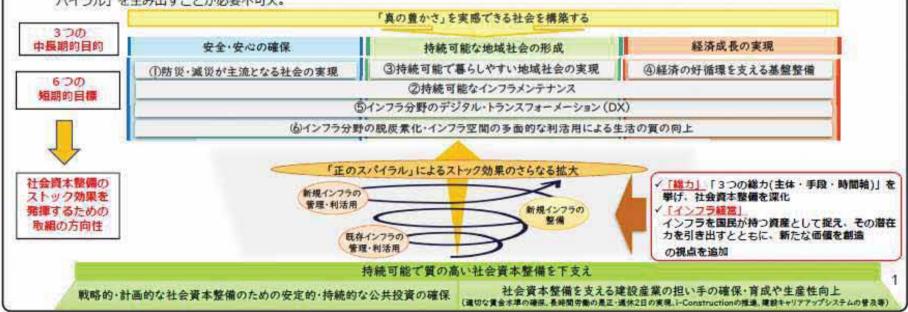
第2章:社会資本整備の取組の方向性

【社会資本整備の中長期的な目的】

- 国民が「真の豊かさ」を実感できる社会を構築する。
- そのため「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の3つの中長期的目的に資する社会資本を重点的に整備し、 ストック効果の最大化を目指す。

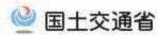
【5年後の短期的目標及びその達成に向けた取組の方向性】

- ▶ 3つの中長期的目的及び社会情勢の変化を踏まえ、5年後を目途に6つの短期的目標を設定。
- ▶ 特に、「新たな日常」や2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)や脱炭素化、サプライチェーンの強靱化・最適化、新たな人の流れを支えるための基盤整備等に取り組むことが必要。
- ▶ 目標達成に向け、社会資本整備のストック効果を最大限発揮させるためには、社会資本整備に「総カ」、「インフラ経営」の視点を取り入れ、「正のスパイラル」を生み出すことが必要不可欠。



第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)

第5次社会資本整備重点計画の概要2



第3章:計画期間の重点目標と重点施策

重点目標1:防災・減災が主流となる社会の実現

1-1 気候変動の影響等を踏まえた「流域治水」等の推進

(「流域治水」等の推進)

1-2 切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減

(公共土木施設等の耐震化等)

1-3 災害時における交通機能の確保

(災害に強い交通ネットワークの横築)

1-4 災害リスクを前提とした危機管理対策の強化

(TEC-FORCEの高度化や避難体制の確保、建設産業の担い手確保等)

重点目標2:持続可能なインフラメンテナンス

2-1 計画的なインフラメンテナンスの推進

(予防保全への転換やメンテナンス体制の確保)

2-2 新技術の活用等によるインフラメンテナンスの高度化・効率化

(新技術やデータ活用の促進)

2-3 集約・再編等によるインフラストックの適正化

(施設の集約化・複合化等の取組推進)

重点目標3:持続可能で暮らしやすい地域社会の実現

3-1 魅力的なコンパクトシティの形成

(コンパクト・プラス・ネットワークの推進、オープンスペースの充実等)

3-2 新たな人の流れや地域間交流の促進のための基盤整備

(道路・鉄道・航空・海運等の交通ネットワーク整備)

3-3 安全な移動・生活空間の整備

(子どもや高齢者等の安全確保)

3-4 パリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(公共施設等のパリアフリーや心のパリアフリーの推進)

重点目標4:経済の好循環を支える基盤整備

4-1 サブライチェーン全体の強靱化・最適化

(物流ネットワークの構築、物流DX)

4-2 地域経済を支える観光活性化等に向けた基盤整備

(国際空港の機能強化、観光客受入環境整備等)

4-3 民間投資の誘発による都市の国際競争力の強化

(都市の国際競争力強化、PFIによる官民連携)

4-4 我が国の「質の高いインフラシステム」の戦略的な海外展開

(海外展開に取り組む企業支援)

重点目標5:インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)

5-1 社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上 (データブラットフォームの構築、連段現場におけるDXの推進等)

5-2 新技術の社会実装によるインフラの新価値の創造

(スマートシティやAIターミナル等の推進)

重点目標6:インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用 による生活の質の向上

6-1 グリーン社会の実現

(2050年カーボンニュートラルに向けた、地球温暖化対策(カーボンニュートラルボートの形成、低炭素都市づくりの推進、木造建築物の普及促進等)、グリーンインフラ等の推進)

6-2 人を中心に据えたインフラ空間の見直し

(居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出、インフラツーリズムの推進等)

第4章:計画の実効性を確保する方策

- 1. 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定、 2. 多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施、 3. 政策間連携、国と地方公共団体の連携の強化
- 4. 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保、 5. 社会資本整備に関するデータ連携基盤の強化、 6. 重点計画のフォローアップ

第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)

重点目標3:持続可能で暮らしやすい地域社会の実現



【移動等円滑化促進方針の作成地方公共団体数 R2:8 - R7:約350 など】

国土交通省

凡例:KPI

<目指すべき姿>

○ 航路・航空路が確保されている有人離鳥の割合 【統路・航空路ともにR7:100%】

東京一極集中型から、個人や企業が集積する地域が全国に分散しそれぞれの核が連携し合う多核連携型の国土づくりを進め、テレワークや二地域居住など新たな暮らし方、働き方、住まい方を支えるための基盤を構築する。また、高齢者、障害者、子ども、子育て世代など、全ての人が安全・安心で不自由なく生活できるユニバーサルデザインのまちづくり、地域の自然や歴史文化に根ざした魅力・個性を活かしたまちづくりを進め、持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生を実現する。



平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン」策定

景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する取組を強力に進めます。

目指すべき将来像

京都市

歴史的建造物の保全や景観法規制などの「守る」視点とあわせ、屋外広告物の適正化や地域との協働による街並み誘導などの「育て」「活用」する視点をもって、総合的に景観形成を推進。







屋外広告物の適正化が進んだ四条大通 (2007年 → 2015年)

地域で組織する協議会 の活動の様子

関門海峡 (下関市・北九州市)

関門海峡固有の良好な景観形成を図るため、下関市及び 北九州市では、県境を越えて関門景観協議会を組織し、 広域的な景観のマスタープランを策定。

関門海峡を隔て、 ゾーン毎に共通の 景観ルールが定め られている。



関門海峡

門司港の夜景

現状・課題および今後の対応

現状・課題

- <u>2015年9月末時点で、20都道府県、472市区町村において</u> 景観計画を策定。
- 観光地だけではなく、そこに至るルート沿い等を含めた、 広域的な景観形成が不十分。
- 視線を遮る電柱や電線により、<u>美しさに欠ける風景</u>が都市や 田園、世界遺産登録地など、各地に存在(日本の無電柱化率 は、東京23区ですら7%と、欧米・アジアの主要都市と比べ 著しく遅れている状況)。

今後の対応

- 2020年を目途に、主要な観光地(原則として全都道府県・ 全国の半数の市区町村)で景観計画を策定。
- 目に見えるかたちでの景観形成を促進するため**モデル地区を 選定し、重点支援**。
 - ・行政界を越えた景観形成を促し、観光サイン等のデザインの統一化 等による広域的な景観形成を推進
 - ・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的 道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体 の活動等をパッケージで重点支援
- 歴史まちづくり法の重点区域などで、無電柱化を推進
- 観光資源となっている国営公園の魅力的な景観などを活用し、 外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

背景・必要性

- ○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の 抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊 の課題
- ○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・しひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちないがぐりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティ!の推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害八ザードエリアにおける新規立地の抑制

- ○開発許可制度の見直し
- -災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- -市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- ○住宅等の開発に対する勧告・公表
- -立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

-災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援 するための計画を作成

(予算)

防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援

災害八ザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- -立地適正化計画の居住誘導区域 から災害レッドゾーンを原則除外
- -立地適正化計画の居住誘導区域 内で行う防災対策・安全確保策を 定める「防災指針」の作成
- く災害レッドゾーン>
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- •十砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ·急傾斜地崩壊危険区域
- <災害イエローゾーン> 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア (浸水ハザードエリア等)
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制 の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画:市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出例)公共による徒路の広場化と民間によるオープンスペース提供

(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援 (税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

-都市再生推進法人・のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化 *都市再生推進法人:NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を 行う法人(市町村が指定)

(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援 (予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

日常生活の利便性向上

-立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- -都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- ○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
- (KPI)防災指針の作成:約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年~2025年[2021年:100件 / 2025年:600件])
- ○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
- (KPI)「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数:2025年度までに100市町村以上



車道中心の駅前広場



駅前のトランジットモール化、広場整備 など歩行者空間の創出

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

(今後のまちづくりの方向性(令和元年6月26日「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言より))

- 官民のパブリック空間(街路、公園、広場、民間空地等)をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資 と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・ 磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



都市構造の改変等

- ○都市構造の改変 (通過交通をまちなか外) へ誘導するための外周街路整備等)
- ○都市機能や居住機能の戦略的誘導と 地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- ○データ基盤の整備(人流・交通流、都市 活動等に係るデータブラットフォームの構築等)等

居心地が良く歩きたくなるまちなか(イメージ)

Walkable 歩きたくなる

Eye level まちに開かれた1階

Diversity 多様な人の多様な用途、使い方

Open 開かれた空間が心地良い 居心地が良い、人中心の空間を創ると、 まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、 ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

多様な人々の多様な交流は、 空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、 そこに居たくなる、留まりたくなる。







(福岡県北九州市)





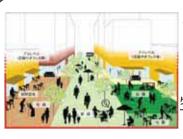
公園をジキや根間が入り筒で両牛(東京都帯長区)

ストリートデザインガイドライン改訂(2.0)

- ○まちなかの徒歩圏の範囲を対象に、官民の公共空間を一体的に捉え、ウォーカブルな空間へと総合的 に取り組むため、学識経験者・地方公共団体等、多くの方々からのご意見を集約。ストリートデザインに 携わる方々にとって有益な一助となるべく、ストリートデザインのポイントとなる考え方を示したもの。(R2.3策定)
- 〇令和2年度の都市再生特別措置法・道路法の改正を踏まえ、内容を拡充するとともに、冊子デザインを一新



令和3年5月12日公表



路面上だけでなく、沿道等も含 め、人の視界に入る空間全体 ⇒「ストリート」と総称



物理的な姿+活動+人的資源の 企画・構想、計画、設計、 運営管理等

「ストリートデザイン」と総称



松山市:花園町通り(景観重要公共施設)

景観重要公共施設に関する記載

『景観計画に基づく景観重要公共施設に指定することは、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に 計画に位置づけることにつながり、無電柱化の促進や良好な景観形成を図ることができるため、積極的な 活用を図ることが望ましい。』



【景観重要道路】 県道21号 若宮大路 (神奈川県鎌倉市)



【景観重要港湾】 重要港湾 長崎港 (長崎県長崎市)



【景観重要都市公園】 市立「21世紀の森と広場」 (千葉県松戸市)



【景観重要河川】 2級河川目黒川 (東京都目黒区)

無電柱化推進計画(令和3年5月25日閣議決定)

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取組姿勢

- 新設電柱を増やさない特に緊急輸送道路については電柱を減少させる
- ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
- 事業の**更なるスピードアップ**を図る
- 2. 適切な役割分担による無電柱化の推進 ①防災・強靱化目的
 - ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的と する区間は道路管理者が主体的に実施
 - ・長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困 難な区間は電線管理者が主体的に実施
 - ・上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施

②交通安全、景観形成·観光振興目的

・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方 公共団体等が主体的に実施

道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、 道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者 及び開発事業者が連携して実施

3. 無電柱化の手法

· 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、 単独地中化方式、軒下配線、裏配線

4. まちづくり等における無電柱化

- ・まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
- ・無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

第3 無電柱化の推進に関する目標

1. 無電柱化の対象道路

- •防災:市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間 等
- •安全・円滑な交通確保:バリアフリー法に基づく特定道 路 通学路 歩行者利便増進道路 等
- **景観形成 観光振興**:世界遺産周辺、重要伝統的建造物 群保存地区 等

2. 計画目標·指標

高い目標を掲げた前計画を継承

〈准捗・達成状況を確認する指標〉

①防災

・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 38%→52%

②安全・円滑な交通確保

・特定道路における無電柱化着手率

3 1 %→3 8%

③景観形成·観光振興

・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数

37→46地区

- ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 56→67地区
- ・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数

46→58地区

目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速 化対策」で着手する約2,400kmも含め、**新たに4,000km**の 無電柱化が必要

そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点) や開発事業者による無電柱化あり

無電柱化推進計画(令和3年5月25日閣議決定)

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 緊急輸送道路の電柱を減少

- ・防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進 ※2,400km
- ・既設電柱については、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など 優先順位を決めて、早期に占用制限を開始
- ・沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性がある工作物を設置する際の届出・勧告制度について、関係者が連携して道路閉塞防止を実施 ※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日成立)

2. 新設電柱の抑制

- ・道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底
- ・事業認可や開発許可の事前相談時などを捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討を徹底
- ・新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、削減に向けた対応方策を令和3年度中にとりまとめ 等

3. コスト縮減の推進

- ・地方公共団体への普及を図るなどコスト縮減の取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目標
- ・設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体へ普及促進
- ・配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など電線管理者による主体的な技術開発の促進
- ・地域の状況に応じて安価で簡便な構造・手法を採用等

4. 事業のスピードアップ

- ・発注方式の工夫など事業のスピードアップを図り、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減 (平均4年)を目標(現在は平均7年) 等
- 5. 占用制限の的確な運用
 - 新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始 等
- 6. 財政的措置
 - ・新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 等
- 7. メンテナンス・点検及び維持管理
 - ・国は、電線共同溝の点検方法等について統一的な手法を示し地方公共団体も含めて適切な維持管理を図る等
- 8. 関係者間の連携の強化
 - ・ガスや上下水道など他の地下埋設物と計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し工程等を調整

第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- 1. 広報·啓発活動
- 2. 地方公共団体への技術的支援
- 3. 中長期的な取組

太陽光発電施設等に起因する課題

課題 景観形成の調整に係る新たな問題

携帯電話会社の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設の増加等に起因する景観上の課題が顕在化。

対応方針案 様々な公益を調整する景観協議手法の確保

地域の実情に応じ、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断し、 景観上支障となり得る既存の施設等について、将来の更新に備えて予め景観計画を見直す等、地域の実情に応じて、事前の対策を講じる。







太陽光発電設備への対応〈国〉

環境省の対応

- 平成30年度、太陽光発電、風力発電の環境アセスメントに関する検討会を開催。
- 報告書における評価項目として「騒音、水環境、斜面安定性、反射光、生態系、 、景観、廃棄物」が記載。
- 環境アセスメント (法アセス) の対象となるよう政省令改正

(施行:令和2年4月1日)

- ⇒大規模なメガソーラー (第1種:4万kW超、第2種:3万kW超)は 令和2年4月から法アセス対象
- 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定・公表 (令和2年3月)
 - ⇒環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模 の小さい太陽光発電施設のに対する、自主的な環境配慮の取組を促進

国土交通省の対応

● 平成29年度に静岡県を対象として太陽光パネルに関する景観誘導施策を 検討し、報告書を国土交通省HPで公開。

「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」 ※景観法においては、景観の側面からしか対応できないことに留意。